

新潟市公民館の定期利用に関する要綱

平成17年4月1日制定

平成20年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法(以下「法」という。)第22条第6号による施設の公共的利用の趣旨に則り、社会教育関係団体(以下「団体」という。)の毎月の定期的な利用(以下「定期利用」という。)を認め、計画的かつ継続的な学習活動を支援し、学習成果等を地域に還元することにより社会教育の振興に資することを目的とする。

(定期利用を認める団体)

第2条 定期利用を認める団体(以下「定期利用団体」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 団体運営に必要な代表者及び役員があり、自主的運営がなされていること。
- (2) 規約または会則等を有すること。
- (3) 団体運営が、会員の会費によってなされていること。また、その会計が会員に公表されていること。
- (4) 誰でも入会することができる広く開かれた団体であること。
- (5) 会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学で、5人以上で構成する団体であること。
- (6) 定期利用を申請する以前に利用した実績があること。
- (7) 原則として講師謝礼額の上限が市の謝礼基準程度であること。

(定期利用申請の受理日)

第3条 新潟市公民館条例施行規則(以下「規則」という。)第5条第2項ただし書きの教育委員会が必要と認める申込みの受理日は、定期利用する前年度の10月1日から12月28日の間で各公民館長が定める日とする。

(定期利用の申請)

第4条 公民館を定期利用しようとするものは、第3条に規定する各公民館長が定める期間内に、規則第4条の2第1項に定める新潟市公民館利用者登録申請書及び規則第5条第1項に定める新潟市公民館利用許可申請書に、次の書類を添えて利用を希望する公民館へ申請しなければならない。ただし、は公民館長の判断により省略することができる。

年間利用予定表

会員名簿

会の規約または会則等

予算書または決算書

その他公民館長が必要とする書類

(定期利用の許可)

第5条 前条に規定する申請の許可は、公民館長が必要と認めた場合は許可の変更または取消しをすることができる旨を付して定期利用する前年度の1月10日までに

行なうものとする。

- 2 第3条により受理した定期利用の希望曜日等の区分が、複数の団体で重複している場合は各公民館長が調整するものとする。

(定期利用許可の変更または取消し)

第6条 新潟市の主催事業、公的事業及び公民館の主催事業などの実施のために公民館長が必要と認めた場合は、定期利用団体の利用日を変更または取消することができる。

- 2 定期利用団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、以後の定期利用を取り消すことができる。

- (1) 第1条及び第2条に定める定期利用の要件に該当していないと認められたとき。

- (2) 虚偽の申請を行っていたことが明らかとなったとき。

- (3) その他定期利用団体としてふさわしくない行為があったとき。

- 3 定期利用団体は、次の各号のいずれかに該当する時は、速やかに公民館長に届け出なければならない。

- (1) 新潟市公民館利用許可申請書及びその添付書類の記載内容に変更があったとき。

- (2) 団体を解散したとき。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公民館の定期利用に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に定期利用するものについて適用する。